

障害者手帳のしおり

I 尾鷲市の障がい福祉にかかると関係団体

●尾鷲市社会福祉事務所

障害者手帳の交付をはじめ、各種障がい福祉関係業務を担当。

●紀北地域障がい者総合相談支援センター（尾鷲市社会福祉協議会内）

身体・知的・精神・児童のコーディネーターを配置。総合的に障がい者の生活や介護などの相談を行う。

●身体・知的障害者相談員

障がいある方の様々な相談に応じ、必要な指導を行うとともに、社会福祉事務所など関係機関に対する協力や地域活動につとめています。

氏名	住所	電話番号
西川 恭次	尾鷲市大滝町7-24	22-5263
森 千賀子	尾鷲市新田町9-5	22-6676

II 関係官公署

名称	住所	電話番号
紀北福祉事務所	尾鷲市坂場西町1-1	23-3428
尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町1-1	23-3454
紀州児童相談所	尾鷲市坂場西町1-1	23-3436
障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2	059-236-0400
尾鷲税務署	尾鷲市末広町1-30	22-2222
尾鷲公共職業安定所	尾鷲市林町2-35	22-0327
紀北自家用車協会	尾鷲市港町5-4	22-0971
尾鷲市役所市民サービス課	尾鷲市中央町10-43	23-8162
尾鷲社会福祉協議会	尾鷲市栄町5-5	22-3246
紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」 <small>ゆい</small>	尾鷲市栄町5-5	22-3170
尾鷲市教育委員会	尾鷲市中村町10-50	23-8292
尾鷲市社会福祉事務所	尾鷲市中央町10-43	23-8203

※お問い合わせ先

尾鷲市社会福祉事務所（福祉保健課 自立支援係）発行 TEL 23-8203

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容の一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

	事業内容	備考																																
障害者手帳の交付	身体障害者手帳 肢体・視覚・聴覚または平衡感覚・音声または言語機能・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能、肝臓の機能または免疫機能に永続する障害がある場合、その程度により、1級から6級までの区分があり手帳が交付されます。	【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 医師の診断書、写真（2部）等が必要となります。 ※交付まで1～2ヶ月かかります。																																
	療育手帳 児童相談所・三重県障害者相談支援センターにおいて知的障害と判定された方に対し、その程度によりA1からB2までの区分があり手帳が交付されます。	【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 判定を受けるため、事前に本人の状況調査等が必要となります。																																
	精神障害者保健福祉手帳 一定の精神障害の状態にある方に、手帳を交付します。申請には、医師の診断書、または障害年金証書の写しなどが必要です。手帳の等級は、1～3級で、有効期限は2年です。	【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 医師の診断書、写真等が必要となります。 ※交付まで1～2ヶ月かかります。																																
税金	所得税 対象者 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">控除内容</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除 (身障3級～6級、療育B、精神2～3級)</td> <td style="text-align: center;">270,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除 (身障1級～2級、療育A、精神1級)</td> <td style="text-align: center;">400,000円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合</td> <td style="text-align: center;">750,000円</td> </tr> </tbody> </table>	控除内容	控除額	障害者控除 (身障3級～6級、療育B、精神2～3級)	270,000円	特別障害者控除 (身障1級～2級、療育A、精神1級)	400,000円	控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合	750,000円	【問い合わせ先】 尾鷲税務署 22-2222 ※相続税、贈与税についても控除あり																								
	控除内容	控除額																																
	障害者控除 (身障3級～6級、療育B、精神2～3級)	270,000円																																
特別障害者控除 (身障1級～2級、療育A、精神1級)	400,000円																																	
控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合	750,000円																																	
住民税 対象者 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">控除内容</th> <th style="width: 50%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除 (身障3級～6級、療育B、精神2～3級)</td> <td style="text-align: center;">260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除 (身障1級～2級、療育A、精神1級)</td> <td style="text-align: center;">300,000円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合</td> <td style="text-align: center;">530,000円</td> </tr> </tbody> </table>	控除内容	控除額	障害者控除 (身障3級～6級、療育B、精神2～3級)	260,000円	特別障害者控除 (身障1級～2級、療育A、精神1級)	300,000円	控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合	530,000円	【問い合わせ先】 尾鷲市役所 税務課 23-8171																									
控除内容	控除額																																	
障害者控除 (身障3級～6級、療育B、精神2～3級)	260,000円																																	
特別障害者控除 (身障1級～2級、療育A、精神1級)	300,000円																																	
控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合	530,000円																																	
自動車税（軽自動車税）・自動車取得税 身体障害者障害者手帳をお持ちの方 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">障害名</th> <th style="width: 30%;">本人運転</th> <th style="width: 50%;">家族・介護者運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td style="text-align: center;">1級～4級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td style="text-align: center;">2級・3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">3級（咽頭摘出者に限る）</td> </tr> <tr> <td>喉頭摘出による音声機能障害</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td style="text-align: center;">1級・2級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td style="text-align: center;">1級～6級</td> <td style="text-align: center;">1級～3級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td style="text-align: center;">1級～5級</td> <td style="text-align: center;">1級～3級</td> </tr> <tr> <td>内部機能障害</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1級～3級</td> </tr> </tbody> </table> 療育手帳をお持ちの方 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">障害名</th> <th style="width: 80%;">家族・介護者運転のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害</td> <td style="text-align: center;">A1, A2, A最重度、A重度</td> </tr> </tbody> </table> 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">障害名</th> <th style="width: 80%;">家族・介護者運転のみ（本人運転は認めない）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害</td> <td style="text-align: center;">1級（通院医療費番号を記載されたものに限る）</td> </tr> </tbody> </table> 条件 <ul style="list-style-type: none"> ・本人運転： 特になし ・家族運転： 障害者の通院・通学通勤等で月4回以上使用していること。 ・介護者運転： 障害者の通院・通学通勤等で週3回以上使用していること。 ※ 障害児を除き、車両の所有者及び使用者が障害手帳所持者であること。	障害名	本人運転	家族・介護者運転	視覚障害	1級～4級		聴覚障害	2級・3級		平衡機能障害	3級（咽頭摘出者に限る）		喉頭摘出による音声機能障害	上肢機能障害	1級・2級		下肢機能障害	1級～6級	1級～3級	体幹機能障害	1級～5級	1級～3級	内部機能障害	1級～3級		障害名	家族・介護者運転のみ	知的障害	A1, A2, A最重度、A重度	障害名	家族・介護者運転のみ（本人運転は認めない）	精神障害	1級（通院医療費番号を記載されたものに限る）	○普通自動車税及び自動車取得税の減免 【問い合わせ先】紀州県税事務所 23-3417 ○軽自動車税の減免申請 【問い合わせ先】尾鷲市役所 税務課 23-8171 ※車の買い替え毎に申請してください。 自動車税及び自動車取得税の減免は、車両に対して行われますので、お車を買い替えたときは、必ず再度申請してください。
障害名	本人運転	家族・介護者運転																																
視覚障害	1級～4級																																	
聴覚障害	2級・3級																																	
平衡機能障害	3級（咽頭摘出者に限る）																																	
喉頭摘出による音声機能障害																																		
上肢機能障害	1級・2級																																	
下肢機能障害	1級～6級	1級～3級																																
体幹機能障害	1級～5級	1級～3級																																
内部機能障害	1級～3級																																	
障害名	家族・介護者運転のみ																																	
知的障害	A1, A2, A最重度、A重度																																	
障害名	家族・介護者運転のみ（本人運転は認めない）																																	
精神障害	1級（通院医療費番号を記載されたものに限る）																																	

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容に一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

事業内容	備考
<p>自立支援医療（更生医療）の給付 身体障害者の更生に必要な治療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的とした医療に対する給付をします。 自己負担額は原則1割負担、世帯の所得により上限額が決定されます。</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 医師の意見書が必要。 入院、通院を開始する10日ほど前までに申請をお願いします。</p>
<p>自立支援医療（精神通院）公費医療費助成 通院により精神障害の治療を受ける方の医療費の自己負担は、保険種別にかかわらず原則1割負担になります。 自己負担額は原則1割負担、世帯の所得により上限額が決定されます。</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 助成は窓口での受付日より開始。受給者証の発行まで1カ月程度かかります。</p>
<p>障がい者医療費助成（65歳以上重度心身障害者医療費助成） 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、下記に該当する方は医療費保険適用分の全額を助成します。※所得制限があります。 【対象者】 ・身体障害者手帳1級～3級所持者 ・療育手帳A1～A2所持者又は知能指数が35以下と判定された方 ・身体障害者手帳4級所持者で、かつ知能指数50以下又は、療育手帳B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級（※通院分に限る）</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p>
<p>後期高齢者医療制度の加入 65歳以上75歳未満で下記に該当する方は、後期高齢者医療制度の加入手続きができます。 【対象者】 ・国民年金法等における障害年金1級、2級 ・身体障害者手帳1級～3級、音声、言語、下肢の1号、3号または4号に関する障害4級 ・療育手帳A1～A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級</p>	<p>【問い合わせ先】 市民サービス課 23-8193</p>

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容の一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

	事業内容	備考
手 当 ・ 年 金 ・ 共 済 制 度	特別障害者手当 20歳以上であって著しく重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を要する方に手当が支給されます。 月額 27,350円（令和2年度） ※ 認定されても、長期(3ヶ月以上)にわたり入院等された場合には、支給が停止されます。また、認定の際、所得制限があります。	【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203
	障害児福祉手当 20歳未満であって著しく重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を要する方に手当が支給されます。 月額 14,880円（令和2年度） ※ 認定されても、長期(3ヶ月以上)にわたり入院等された場合には、支給が停止されます。また、認定の際、所得制限があります。	【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203
	障害基礎年金（国民年金） 障害程度が国民年金法施行令別表の等級表に該当する20歳以上の方で、一定期間の保険料納付要件を満たしている者に支給されます。 1級 月額 81,426円（令和2年度） 2級 月額 65,141円（"） ※ 障害発生時の加入年金により、申請窓口が変わる場合があります。 ※ 既に他の年金受給者及び65歳以上の方には支給されません。	【問い合わせ先】 市民サービス課 23-8162
	特別障害給付金 平成17年4月から創設された制度で、国民年金制度の発展過程において任意加入期間（強制加入ではなく任意に申し出れば国民年金に加入できる期間）に加入していなかったことにより、障害基礎年金が受給できなかった方に特別障害給付金が支給されます。（詳細は係までお問い合わせください） 1級 月額 52,450円（令和2年度） 2級 月額 41,960円（"）	【問い合わせ先】 日本年金機構名古屋事務センター 052-222-6700（制度説明について） 日本年金機構 尾鷲事務所 0597-22-2340（文書受付のみ）
	特別児童扶養手当 障害程度が国民年金法施行令別表の等級表に該当する児童を監護している父母等に手当が支給されます。（詳細は係りまでお問い合わせください） 1級 月額 52,500円（令和2年度） 2級 月額 34,970円（"） ※ 認定の際、所得制限があります。	【問い合わせ先】 福祉保健課 子育て支援係 23- （尾鷲市栄町5-5 福祉保健センター2F）
	心身障害者扶養共済制度 心身障害者を扶養している保護者に毎月一定額の掛金を納めていただくと、保護者が万が一の場合に死亡したり重度障害の状態となった時に障害者に対し、毎月2万円が支給されます。障害者1名に対し2口まで加入できます。 ※ 新規加入の場合、保護者が65歳以上の場合は加入できません。	【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 掛金：月9,300円～23,300円（年齢区分） ※「小規模企業共済など掛金控除」として所得税法の対象となります。

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容に一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

事業内容	備考																																																																																						
<p>補装具費の支給 身体障害者手帳所持者の日常生活上の能率向上を図るために、補装具の製作・修理に係る費用の支給を行います。 ※ 介護保険の認定を受けられている方は、そちらの制度が優先されます。</p> <table border="1" data-bbox="151 338 895 472"> <thead> <tr> <th>障害種類</th> <th>主な種目(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>盲人安全つえ、義眼、眼鏡</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>補聴器</td> </tr> <tr> <td>肢体障害</td> <td>義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ</td> </tr> </tbody> </table> <p>自己負担額は原則1割負担、世帯の所得により上限額が決定されます。</p>	障害種類	主な種目(例)	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡	聴覚障害	補聴器	肢体障害	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 ※購入前に申請が必要となります。 申請に必要なもの ・身体障害者手帳 ・印鑑（認印可） ・見積書 ・医師の意見書(必要ない場合あり)</p>																																																																														
障害種類	主な種目(例)																																																																																						
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡																																																																																						
聴覚障害	補聴器																																																																																						
肢体障害	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ																																																																																						
<p>日常生活用具の交付 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する重度障害者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。 ※ 介護保険の認定を受けられている方は、そちらの制度が優先されます。</p> <table border="1" data-bbox="151 611 895 1727"> <thead> <tr> <th>障害種類</th> <th>主な種目(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下肢、体幹2級以上</td><td>特殊寝台</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上、知的A2以上</td><td>特殊マット</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上 ※</td><td>特殊尿器</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上 ※</td><td>入浴担架</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上 ※</td><td>体位変換器</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上</td><td>移動用リフト</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上</td><td>浴槽（湯沸器を含む）</td></tr> <tr><td>下肢、体幹 ※</td><td>入浴補助用具</td></tr> <tr><td>下肢、体幹2級以上</td><td>便器</td></tr> <tr><td>下肢、体幹、平衡</td><td>T字杖、棒状の杖</td></tr> <tr><td>下肢、体幹、平衡 ※</td><td>移動、移動支援用具</td></tr> <tr><td>下肢、体幹、平衡、知的、精神 ※</td><td>頭部保護帽</td></tr> <tr><td>上肢2級以上、知的A2以上</td><td>特殊便器</td></tr> <tr><td>身体障害2級以上、知的A2以上</td><td>火災警報器</td></tr> <tr><td>身体障害2級以上、知的A2以上 ※</td><td>自動消火器</td></tr> <tr><td>視覚2級以上、知的A2以上 ※</td><td>電磁調理器</td></tr> <tr><td>視覚2級以上</td><td>歩行時間延長信号機用小形送信機</td></tr> <tr><td>聴覚2級以上 ※</td><td>聴覚障害者用屋内信号装置</td></tr> <tr><td>腎臓3級以上 ※</td><td>透析液加湿器</td></tr> <tr><td>呼吸器3級以上又は同程度の障害 ※</td><td>ネブライザー（吸入器）</td></tr> <tr><td>呼吸器3級以上又は同程度の障害 ※</td><td>電気式たん吸引器</td></tr> <tr><td>医療保険における在宅酸素療法を行う者</td><td>酸素ボンベ運搬車</td></tr> <tr><td>視覚2級以上 ※</td><td>盲人用体温計（音声式）</td></tr> <tr><td>視覚2級以上 ※</td><td>盲人用体重計</td></tr> <tr><td>音声言語、肢体不自由 ※</td><td>携帯用会話補助装置</td></tr> <tr><td>上肢2級、言語2級以上 ※</td><td>パーソナルコンピューター</td></tr> <tr><td>視覚、上肢2級以上</td><td>情報・通信支援用具</td></tr> <tr><td>視覚2級以上かつ聴覚2級以上 ※</td><td>点字ディスプレイ</td></tr> <tr><td>視覚2級以上</td><td>点字器</td></tr> <tr><td>視覚2級以上</td><td>点字タイプライター</td></tr> <tr><td>視覚2級以上</td><td>視覚障害者ポータブルレコーダー</td></tr> <tr><td>視覚2級以上</td><td>視覚障害者用活字文書読上げ装置</td></tr> <tr><td>視覚 ※</td><td>視覚障害者用拡大読書器</td></tr> <tr><td>視覚2級以上 ※</td><td>盲人用時計</td></tr> <tr><td>聴覚 ※</td><td>聴覚障害者用通信装置（FAX）</td></tr> <tr><td>聴覚</td><td>聴覚障害者用情報受信装置</td></tr> <tr><td>咽頭摘出した音声機能障害者</td><td>人工咽頭</td></tr> <tr><td>主に情報入手が点字の視覚障害者</td><td>点字図書</td></tr> <tr><td>ストマ造設者</td><td>ストマ装具</td></tr> <tr><td>高度の排便、排尿機能障害者 ※</td><td>収尿器（紙おむつ）</td></tr> <tr><td>高度の排尿機能障害者</td><td>収尿器</td></tr> <tr><td>下肢、体幹、運動機能3級以上 ※</td><td>居室生活動作補助用具（住宅改修）</td></tr> </tbody> </table> <p>自己負担額は原則1割負担、世帯の所得により上限額が決定されます。</p>	障害種類	主な種目(例)	下肢、体幹2級以上	特殊寝台	下肢、体幹2級以上、知的A2以上	特殊マット	下肢、体幹2級以上 ※	特殊尿器	下肢、体幹2級以上 ※	入浴担架	下肢、体幹2級以上 ※	体位変換器	下肢、体幹2級以上	移動用リフト	下肢、体幹2級以上	浴槽（湯沸器を含む）	下肢、体幹 ※	入浴補助用具	下肢、体幹2級以上	便器	下肢、体幹、平衡	T字杖、棒状の杖	下肢、体幹、平衡 ※	移動、移動支援用具	下肢、体幹、平衡、知的、精神 ※	頭部保護帽	上肢2級以上、知的A2以上	特殊便器	身体障害2級以上、知的A2以上	火災警報器	身体障害2級以上、知的A2以上 ※	自動消火器	視覚2級以上、知的A2以上 ※	電磁調理器	視覚2級以上	歩行時間延長信号機用小形送信機	聴覚2級以上 ※	聴覚障害者用屋内信号装置	腎臓3級以上 ※	透析液加湿器	呼吸器3級以上又は同程度の障害 ※	ネブライザー（吸入器）	呼吸器3級以上又は同程度の障害 ※	電気式たん吸引器	医療保険における在宅酸素療法を行う者	酸素ボンベ運搬車	視覚2級以上 ※	盲人用体温計（音声式）	視覚2級以上 ※	盲人用体重計	音声言語、肢体不自由 ※	携帯用会話補助装置	上肢2級、言語2級以上 ※	パーソナルコンピューター	視覚、上肢2級以上	情報・通信支援用具	視覚2級以上かつ聴覚2級以上 ※	点字ディスプレイ	視覚2級以上	点字器	視覚2級以上	点字タイプライター	視覚2級以上	視覚障害者ポータブルレコーダー	視覚2級以上	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚 ※	視覚障害者用拡大読書器	視覚2級以上 ※	盲人用時計	聴覚 ※	聴覚障害者用通信装置（FAX）	聴覚	聴覚障害者用情報受信装置	咽頭摘出した音声機能障害者	人工咽頭	主に情報入手が点字の視覚障害者	点字図書	ストマ造設者	ストマ装具	高度の排便、排尿機能障害者 ※	収尿器（紙おむつ）	高度の排尿機能障害者	収尿器	下肢、体幹、運動機能3級以上 ※	居室生活動作補助用具（住宅改修）	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203 ※購入前に申請が必要となります。 申請に必要なもの ・身体障害者手帳 ・印鑑（認印可） ・見積書 ・医師の意見書(必要ない場合あり)</p> <p>※住宅改修の場合、施工開始前の申請が必要となります</p>
障害種類	主な種目(例)																																																																																						
下肢、体幹2級以上	特殊寝台																																																																																						
下肢、体幹2級以上、知的A2以上	特殊マット																																																																																						
下肢、体幹2級以上 ※	特殊尿器																																																																																						
下肢、体幹2級以上 ※	入浴担架																																																																																						
下肢、体幹2級以上 ※	体位変換器																																																																																						
下肢、体幹2級以上	移動用リフト																																																																																						
下肢、体幹2級以上	浴槽（湯沸器を含む）																																																																																						
下肢、体幹 ※	入浴補助用具																																																																																						
下肢、体幹2級以上	便器																																																																																						
下肢、体幹、平衡	T字杖、棒状の杖																																																																																						
下肢、体幹、平衡 ※	移動、移動支援用具																																																																																						
下肢、体幹、平衡、知的、精神 ※	頭部保護帽																																																																																						
上肢2級以上、知的A2以上	特殊便器																																																																																						
身体障害2級以上、知的A2以上	火災警報器																																																																																						
身体障害2級以上、知的A2以上 ※	自動消火器																																																																																						
視覚2級以上、知的A2以上 ※	電磁調理器																																																																																						
視覚2級以上	歩行時間延長信号機用小形送信機																																																																																						
聴覚2級以上 ※	聴覚障害者用屋内信号装置																																																																																						
腎臓3級以上 ※	透析液加湿器																																																																																						
呼吸器3級以上又は同程度の障害 ※	ネブライザー（吸入器）																																																																																						
呼吸器3級以上又は同程度の障害 ※	電気式たん吸引器																																																																																						
医療保険における在宅酸素療法を行う者	酸素ボンベ運搬車																																																																																						
視覚2級以上 ※	盲人用体温計（音声式）																																																																																						
視覚2級以上 ※	盲人用体重計																																																																																						
音声言語、肢体不自由 ※	携帯用会話補助装置																																																																																						
上肢2級、言語2級以上 ※	パーソナルコンピューター																																																																																						
視覚、上肢2級以上	情報・通信支援用具																																																																																						
視覚2級以上かつ聴覚2級以上 ※	点字ディスプレイ																																																																																						
視覚2級以上	点字器																																																																																						
視覚2級以上	点字タイプライター																																																																																						
視覚2級以上	視覚障害者ポータブルレコーダー																																																																																						
視覚2級以上	視覚障害者用活字文書読上げ装置																																																																																						
視覚 ※	視覚障害者用拡大読書器																																																																																						
視覚2級以上 ※	盲人用時計																																																																																						
聴覚 ※	聴覚障害者用通信装置（FAX）																																																																																						
聴覚	聴覚障害者用情報受信装置																																																																																						
咽頭摘出した音声機能障害者	人工咽頭																																																																																						
主に情報入手が点字の視覚障害者	点字図書																																																																																						
ストマ造設者	ストマ装具																																																																																						
高度の排便、排尿機能障害者 ※	収尿器（紙おむつ）																																																																																						
高度の排尿機能障害者	収尿器																																																																																						
下肢、体幹、運動機能3級以上 ※	居室生活動作補助用具（住宅改修）																																																																																						

福祉用具

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容の一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

事業内容	備考									
<p>NHK受信料の減免 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で、下記に該当する方はNHK受信料が減免されます。</p> <p>①全額免除 ・身体障害者 ※世帯構成員全員が市町村民税非課税 ・知的障害者 ※世帯構成員全員が市町村民税非課税 ・精神障害者 ※世帯構成員全員が市町村民税非課税</p> <p>②半額免除 ・視覚及び聴覚障害者の方が世帯主の場合 ・重度の身体、知的、精神障害者の方が世帯主の場合</p> <p>※ NHK受信契約者と世帯主が同一の場合に限ります。</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p> <p>申請に必要なもの ・障害者手帳 ・印鑑（認印可） ・証明願</p>									
<p>NTT無料電話案内 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で、下記に該当する方はNTT電話案内が無料になります。</p> <table border="1" data-bbox="151 577 895 763"> <thead> <tr> <th>障害種類</th> <th>障害等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>肢体障害（上肢・体幹）</td> <td rowspan="2">1級・2級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害障害</td> </tr> <tr> <td>療育手帳・精神保健福祉手帳</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障害種類	障害等級	視覚障害	1級～6級	肢体障害（上肢・体幹）	1級・2級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害障害	療育手帳・精神保健福祉手帳		<p>【問い合わせ先】</p> <p>NTT西日本ふれあい案内担当フリーダイヤル 0120-104-174</p> <p>*事前の登録が必要です。</p>
障害種類	障害等級									
視覚障害	1級～6級									
肢体障害（上肢・体幹）	1級・2級									
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害障害										
療育手帳・精神保健福祉手帳										
<p>点字用郵便物 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は無料で送ることができます。</p>	<p>【問い合わせ先】 郵便局（郵便） 22-0300</p>									
<p>青い鳥郵便はがきの無償配布 重度の障害者（1級・2級）、重度の知的障害者（A）に通常郵便はがきを一人につき20枚無料で配布されます。 申し出の方法 お近くの郵便局など。 *申し出の受付期間があります。</p>	<p>【問い合わせ先】 郵便局（総務） 22-0250</p>									
<p>手話通訳者・要約筆記者の派遣 聴覚障害または音声・言語機能障害をお持ちの方の意思疎通を支援するために、手話通訳者等の派遣を受けることができます。 派遣にあたり日程調整等の期間が必要ですので、日程に余裕をもってお申し込みください。</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p>									
<p>携帯電話割引 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉所持者で、携帯電話を所有している方に対し、基本料金の割引を受けられる場合があります。</p>	<p>【問い合わせ先】</p> <p>NTTドコモ ドコモ携帯電話専用151 一般電話等0120-800-000</p> <p>SoftBank ソフトバンク携帯電話専用157 一般電話等080-0919-0157</p> <p>au au携帯電話専用157 一般電話等0077-7016</p>									

受信料・郵便・電話料金等

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容に一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

事業内容	備考																							
<p>自動車改造費助成</p> <p>重度の肢体又は体幹機能障害者で、自動車改造により自動車の運転が可能になり、その結果就労等の社会参加が可能になる方に対し、10万円を限度に自動車改造費が助成されます。</p> <p>※ 所得制限があります。事後申請の場合は申請できません。</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p> <p>※改造前の申請が必要となります。</p>																							
<p>自動車運転免許取得助成</p> <p>身体障害者手帳1級から4級所持者で、経済的理由により免許の取得が困難な方に対し、免許取得に直接要した費用の2/3以内で、かつ10万円以内の額が助成されます。</p> <p>※ 所得制限があります。事後申請の場合は申請できません。</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p> <p>※取得前の申請が必要となります。</p>																							
<p>駐車禁止区域の駐車許可証</p> <p>歩行困難な身体障害者が運転又は同乗する自動車に対し、駐車禁止区域において駐車ができる許可証が発行されます。</p>	<p>【問い合わせ先】</p> <p>尾鷲警察署 25-0110</p>																							
<p>有料道路通行料金割引</p> <p>下記に該当するものは有料道路通行料金が半額になります。</p> <p>① 本人運転 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方 ② 家族運転 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているのうち、重度の障害（身障第1種、療育A）をお持ちの方</p>	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p> <p>*事前の手続きが必要です。</p>																							
<p>JR及び私鉄運賃割引</p> <p>手帳所持者は、下記の種別により、JR及び私鉄の運賃が半額となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手帳種別</th> <th>乗車人</th> <th>普通乗車券</th> <th>定期乗車券</th> <th>急行券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種 (A)</td> <td>本人</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>介護者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種 (B)</td> <td>本人</td> <td>○※2</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>介護者</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 本人が1人で乗車の場合は、各鉄道の乗車距離が100km以上のみ割引 ※2 各鉄道の乗車距離が100km以上のみ割引 (注意) 小児定期乗車券には割引制度がありません。 乗車券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。</p>	手帳種別	乗車人	普通乗車券	定期乗車券	急行券	第1種 (A)	本人	○※1	○	○	介護者	○	○	○	第2種 (B)	本人	○※2	×	×	介護者	×	×	×	<p>【問い合わせ先】</p> <p>各鉄道会社にお問い合わせください。</p> <p>JR東海 050-2016-1600 近鉄 050-3536-3957</p>
手帳種別	乗車人	普通乗車券	定期乗車券	急行券																				
第1種 (A)	本人	○※1	○	○																				
	介護者	○	○	○																				
第2種 (B)	本人	○※2	×	×																				
	介護者	×	×	×																				
<p>バス運賃割引</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉所持者は、下記の種別により、普通乗車券が半額となります。*定期乗車券につきましては、各バス会社にお問い合わせください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手帳種別</th> <th>乗車人</th> <th>普通乗車券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種 (A)</td> <td>本人</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>介護者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種 (B)・精</td> <td>本人</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>介護者</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>運賃支払時に身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。</p>	手帳種別	乗車人	普通乗車券	第1種 (A)	本人	○	介護者	○	第2種 (B)・精	本人	○	介護者	×	<p>【問い合わせ先】</p> <p>各バス会社にお問い合わせください。</p> <p>三重交通 南紀営業所 0597-85-2196</p>										
手帳種別	乗車人	普通乗車券																						
第1種 (A)	本人	○																						
	介護者	○																						
第2種 (B)・精	本人	○																						
	介護者	×																						
<p>航空運賃割引</p> <p>身体障害者手帳又は療育手帳所持者で、下記に該当する方は国内線の航空運賃が約25%割引されます。(航空会社によって割引率は異なります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>乗車人</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人・介護者</td> <td>身体障害者手帳(第1種) 療育手帳に航空割引本人・介護者の証明印がある人</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>身体障害者手帳(第1種) 療育手帳に航空割引本人の証明印がある人</td> </tr> </tbody> </table>	乗車人	条件	本人・介護者	身体障害者手帳(第1種) 療育手帳に航空割引本人・介護者の証明印がある人	本人	身体障害者手帳(第1種) 療育手帳に航空割引本人の証明印がある人	<p>【問い合わせ先】</p> <p>各航空会社にお問い合わせください。</p>																	
乗車人	条件																							
本人・介護者	身体障害者手帳(第1種) 療育手帳に航空割引本人・介護者の証明印がある人																							
本人	身体障害者手帳(第1種) 療育手帳に航空割引本人の証明印がある人																							
<p>タクシーの割引</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者はタクシー運賃の1割引となります。(タクシー会社によって取扱いのない場合があります。)</p>	<p>【問い合わせ先】</p> <p>クリスタルタクシー 尾鷲営業所 22-1418</p> <p>*乗降時に手帳を提示してください。</p>																							
<p>三重おもいやり駐車場</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、下記に該当する方に三重おもいやり駐車場利用証を交付します。</p> <p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の障害種類によって等級が異なります。 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級 	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p>																							

行動範囲の拡大

Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容に一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

事業内容	備考																			
<p>じん臓機能障害者通院交通費助成</p> <p>下記①～⑤に全てに該当する方が対象となります。</p> <p>① 尾鷲市に住所を有し、じん臓機能障害により身体障害者手帳を所持している方</p> <p>② 人工透析療法を受けるため、月6回以上の通院をしている方</p> <p>③ 居住地から医療機関までの通院距離が片道5km以上の方</p> <p>④ 生活保護法による医療扶助等他の法令により通院交通費の助成を受けていない方</p> <p>⑤ 前年度分の市町村民税所得割額が16万円未満の方</p> <p>【補助額】 補助額 月額1,800円</p> <p>【申請方法】 毎年4月25日までに交付申請のうえ、3月中に通院回数を報告してください。 ※3月の報告には、通院回数が証明できる書類が必要です。 領収証等は大切に保管しておいて下さい。</p>	<p>【問い合わせ先】 福祉保健課 23-8203</p>																			
<p>尾鷲市指定ごみ袋手数料の減免</p> <p>以下の対象者に該当する方が属する世帯に対して、指定ごみ袋を10枚1袋単位で自由に組み合わせて、合計容量1,800ℓを上限に交付いたします。ただし、除外要件がありますので、よくご確認のうえ、申請を行ってください。</p> <p>【申請時に必要な物】</p> <p>① 減免対象者及び代理申請者の印鑑（代理の場合は2つ必要です。）</p> <p>② 減免対象者の所持する各種障害者手帳</p> <p>③ 代理申請者の本人確認書類（顔写真付き1枚or写真なしなら2枚）</p> <p>【顔写真付き身分証明書】 運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）等</p> <p>【顔写真なし身分証明書】 被保険者証、住民票写し、年金手帳等</p> <p>【対象者】</p> <p>① 身体障害者手帳1級・2級所持者</p> <p>② 療育手帳A1・A2所持者</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>【除外要件】</p> <p>① 世帯構成員のどなたかに、市町村民税が課税されている場合</p> <p>② 当該年度に既に交付を受けている場合（複数回に分けての申請は不可。）</p> <p>③ 他の支給要件（0～2歳児扶養世帯、おむつ券支給世帯）に基づいて、既に交付を受けている場合</p>	<p>【問い合わせ先】 環境課 23-8251 福祉保健課 23-8203 各地区センター（申請受付のみ）</p>																			
<p>不在者投票制度</p> <p>下記の障害で身体障害者手帳の交付を受けられている方は、郵便等により不在者投票を行うことができます。</p> <table border="1" data-bbox="151 1523 798 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害名</th> <th colspan="3">障害の程度</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>免疫、肝臓の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。詳細は、選挙管理委員会に相談してください。</p>	障害名	障害の程度			1級	2級	3級	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	免疫、肝臓の障害	○	○	○	<p>【問い合わせ先】 選挙管理委員会 23-8115</p>
障害名		障害の程度																		
	1級	2級	3級																	
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△																	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○																	
免疫、肝臓の障害	○	○	○																	

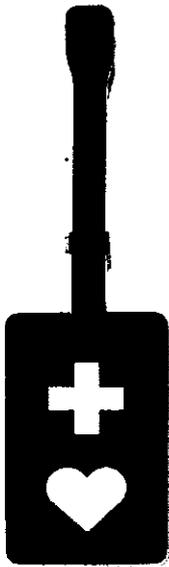
Ⅲ 障害者福祉制度

令和4年4月 現在

※内容に一部変更がある場合もありますので申請前に窓口にてご確認ください。

事業内容	備考																				
<p>介護・訓練等給付事業</p> <p>介護の支援を受ける介護給付と訓練等の支援を受ける訓練等給付があります。介護給付を受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。下記以外のサービスもありますので、詳しくは窓口で相談してください。</p> <p>介護給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td> <td>自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>施設入所</td> <td>施設に入所する人に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>共同生活介護</td> <td>夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>訓練等給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立訓練</td> <td>自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援</td> <td>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用に際しては、申請と支給決定が必要です。詳細はご相談ください。</p>	サービス区分	内 容	居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	施設入所	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	サービス区分	内 容	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。	<p>【問い合わせ先】福祉保健課 23-8203</p>
サービス区分	内 容																				
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。																				
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。																				
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。																				
施設入所	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。																				
共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。																				
サービス区分	内 容																				
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。																				
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																				
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。																				
<p>移動支援事業</p> <p>屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。利用できるのは、社会生活上必要不可欠な外出や、社会参加のための外出の際の移動であって、原則として1日の範囲内で用務を終える移動に対し支援を行います。ただし、下記のような場合は原則利用することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学や通所にかかる外出 ・営業活動等経済活動にかかる外出 ・通年かつ長期にわたる外出 ・社会通念上、適当でない外出 <p>※利用に際しては、申請と支給決定が必要です。詳細はご相談ください。</p>																					
<p>日中一時支援事業</p> <p>一時的に見守り等の支援が必要な方の日中活動の場を確保し、ご家族の就労支援や一時的な休息の機会を提供するために支援を行います。支援を受けられる時間には上限があり、上限時間は障害程度等を勘案して決定されます。</p> <p>※利用に際しては、申請と支給決定が必要です。詳細はご相談ください。</p>																					

障害福祉サービス



♥ヘルプマークでつながるおもいやりの絆♥ 知っていますか？ ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方のための
「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

「ヘルプマーク」は、配慮を必要とする方が伝えやすく、支援をできる方が気づきやすくなる「おもいやりの絆」をつなげるマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成・配布し、普及に取り組んでいます。

ヘルプマークを見かけたら、おもいやりのある行動をお願いします。

電車やバスの中では 席を譲る

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けることが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等では 声をかける

交通機関の運行の乱れなど、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の上り下りなどの動作が困難な方がいます。

災害時は 安全に避難するための支援をする

視覚や聴覚に障がいがあるなど状況把握が難しい方や、肢体不自由な方など自力での迅速な避難が困難な方がいます。

発作や急な体調不良に対応する

ヘルプマーク・ヘルプカードを持っている人がパニックや発作、急な体調不良に見舞われたときは、カードや裏面シールの記載内容を周囲の人が確認し、適切な配慮を行ったり、緊急連絡先に連絡するなどの対応をします。

ヘルプマーク（ストラップ）



カバンなど見えやすい場所につけます。付属のシールに支援してほしい内容などを記載し裏面に貼ることができます。

ヘルプカード



緊急連絡先や支援してほしい内容などを記入できます。（紙製。二つ折り・クレジットカードと同サイズ）

- 必要な方に無料で配布しています。○ご家族や代理人の方の受取も可能です。
- 障害者手帳等の提示は不要です。○郵送（郵送料は負担願います）での配布も可能です。
- 原則、県内にお住まいの方に限ります。※詳しい使い方、入手方法は「問い合わせ先」まで

【配布場所】

- ・三重県庁 2階 地域福祉課、県各福祉事務所、県各保健所、県障害者相談支援センター の窓口
- ・県内各市町福祉担当窓口（ヘルプカードの配布のみ）

注目情報 ヘルプマーク作成・啓発費用をクラウドファンディング（寄附）で募集中

お問い合わせ

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班
電・話：059-224-3349 F A X：059-224-3085 メール：ud@pref.mie.jp
ウェブサイト：<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/hp/>